資料２－４

首都直下地震対策特別措置法の今後の流れについて

平成２５年度

＜地域指定関係＞

・首都直下地震緊急対策区域
・首都中枢機能維持基盤整備等地区

＜計画立案作業＞

・緊急対策推進基本計画
・行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画

11月29日　法律公布

12月27日　法律施行

1月17日　中央防災会議（緊急対策区域指定の諮問）

1月中旬　都県向け説明会・市町村向け説明会　開催

・指定に向けた各種調整
—関係都県への意見聴取
—関係都県から関係市町村への意見聴取

・内閣府における
基本計画案
実施計画案　の作成

3月末目途
・中央防災会議：緊急対策区域指定の答申
・閣議決定：基本計画・実施計画の決定
・内閣総理大臣：緊急対策区域の指定

平成２６年度

地方公共団体による各種計画の作成

・地方緊急対策実施計画：関係都県知事作成等
・首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定：総理大臣指定
・首都中枢機能維持基盤整備等計画
　：関係地方公共団体作成、総理大臣認定（関係省庁同意）
・特定緊急対策事業推進計画
　：特定地方公共団体作成、総理大臣認定（関係省庁同意）

各種計画に基づく事業の実施